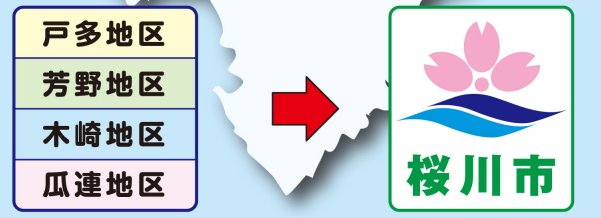


原子力災害に備えた 避難ガイドマップ



このガイドマップは、原子力災害が発生したときに、市民の皆さんが
身を守るためにとるべき行動についてまとめたものです。
家族で目を通し、すぐに取り出せる場所に置いておきましょう。



災害時の連絡先・避難所などを書き込みましょう

(1) 家族などの連絡先（職場・学校・携帯電話など）

氏名	住所	緊急連絡先	生年月日	血液型

(2) 家族の避難先

一時集合所	小学校名	小学校
避難所	施設名	
	住所	連絡先

※裏面の避難先等一覧で確認しましょう。

防災関係機関の連絡先

防災関係機関	連絡先
那珂市役所	029-298-1111（代表）
那珂市消防本部	029-295-2111（代表）
那珂警察署	029-352-0110（代表）
茨城県（原子力安全対策課）	029-301-1111（代表）
茨城県環境放射線監視センター	029-200-0011
茨城県原子力サイトセンター	029-265-2111
原子力規制委員会	03-5114-2190
本庁	0296-24-2111（代表）
茨西市 明野支所	0296-52-1111（代表）
関城支所	0296-37-6111（代表）
協和支所	0296-57-2511（代表）
大和庁舎	0296-58-5111（代表）
岩瀬庁舎	0296-75-3111（代表）
真壁庁舎	0296-65-1111（代表）

※災害時は、防災関係機関のホームページをご覧ください。

避難時の持出品

- 避難の妨げにならないようにリュックなどに入れて、コンパクトにまとめましょう。
- ここで掲げている持出品は、主なものであり各家庭の実情に応じて用意し、チェックリストに記入しておきましょう。
- 災害に備え、持出品は日頃から準備しておきましょう。

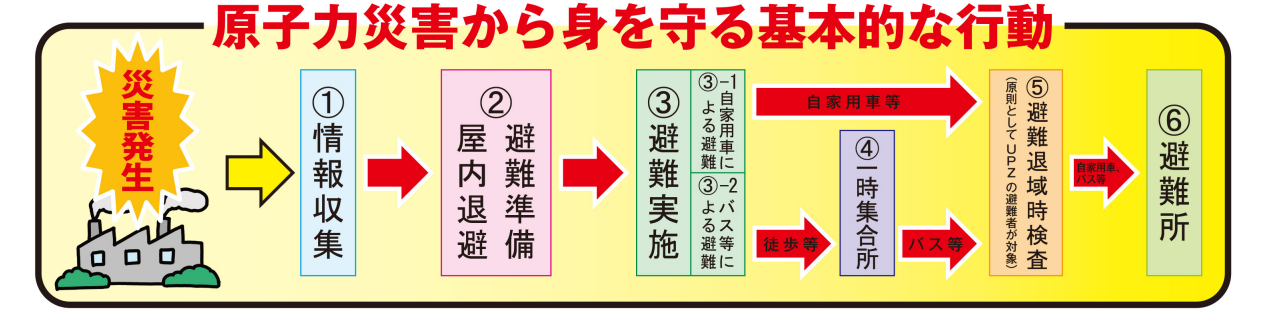
避難時持出品チェックリスト

【貴重品】	【情報収集用品】
☐ 現金・クレジットカード	☐ 避難ガイドマップ
☐ 預金通帳・印鑑	☐ 携帯電話・充電器
☐ 身分証明書（運転免許証等）	☐ 携帯用ラジオ
☐ 健康保険証	☐ 予備電池
【生活用品】	【個人や家庭の実情に応じた物】
☐ 衣類・帽子	☐ 持病の薬・お薬手帳
☐ タオル・洗面用具	☐ オムツ・ミルク・離乳食
☐ マスク	
☐ 雨具	

災害対応には、地域の力が重要です

隣近所への声掛けや高齢者、障がいのあるかたへの手助けなど、
地域内で助け合いをしましょう。

発行 那珂市 市民生活部 防災課
茨城県那珂市福田1819番地5
TEL 029-298-1111
(平成29年3月)



原子力災害から身を守るには

原子力災害で重要なことは、放射性物質や放射線から身を守ることです。しかし、放射線は目に見えず、臭いもなく、人は五感で感知することができませんが、放射線測定器を用いることにより放射性物質又は放射線の存在を知ることができます。日頃から放射線についての基本的な知識を身につけ、原子力災害時は、このガイドマップに記載する防護措置をとっていただき、市等の指示に従って、落ち着いて行動しましょう。

原子力災害対策重点区域の範囲

原子力災害対策重点区域	発電所からの距離	地区名
PAZ (予防的防護措置を準備する区域)	0～5 km	本米崎（神崎地区の一部）
UPZ (緊急時防護措置を準備する区域)	5～30 km	神崎（本米崎を除く）・額田・菅谷・五台・戸多・芳野・木崎・瓜連

② 屋内退避・避難準備

屋内退避とは、放射性物質の吸入を抑制することにより、被ばくの低減を図る防護措置です。市民のとるべき行動は、災害の進展状況により変わりますので、屋内退避中は、テレビ等からの情報の入手や避難の準備を行う等、落ちついて市等からの指示を待ち避難に備えましょう。ただし、避難行動要支援者については、避難準備の指示が出された段階で避難を開始しましょう。

- （留意点）
- 外から帰ったときは、顔や手を洗い、うがいをしましょう。
 - 外気を遮断するには、換気扇を止め、窓やドアを閉めましょう。
 - 情報は、テレビ、ラジオ、防災行政無線等から入手しましょう。
 - 食品は、フタやラップをして冷蔵庫や戸棚に保管しましょう。
 - ペットは、屋内に入れましょう。
 - 一時集合所、避難ルート及び避難所は、裏面の避難先等一覧で確認しましょう。

③ 避難実施

PAZの市民は、原子力発電所に近いため、放射線による被ばくを避ける必要があることから、避難指示が出された場合は、滞在場所から避難することを基本としています。UPZの市民は、まずは屋内退避することを基本とします。災害の進展により避難指示が出された場合は、段階的に避難を実施することになります。避難指示は、EALやOILを基に、市等が行います。避難は、「自家用車による避難」と「一時集合所からバス等による避難」を基本とします。市民や児童・生徒、避難行動要支援者等が、自宅や学校、職場等から避難する場合の主な避難行動の例を、③-1、③-2に示します。

（留意点）

- 学校等からの児童・生徒の避難は、保護者に引き渡すことになるが、引き渡しができない児童・生徒は、一時集合所からバス等により避難をしましょう。
- 素肌を露出させないよう、長そで、長スボン、レインコート、マスク、帽子、手袋等を身にかけ避難をしましょう。
- 避難行動要支援者の避難は、自治会や近所の人が協力して、迅速で円滑に行いましょう。

④ 一時集合所

一時集合所は、自家用車での避難が困難な市民を、国や県が手配するバス等で、避難するために開設するものです。

（留意点）

- 一時集合所へは、徒歩や自転車等で移動しましょう。
- 一時集合所では、関係者の指示に従って行動しましょう。

⑤ 避難退域時検査

避難退域時検査は、UPZからの避難者を対象に、放射性物質の付着（汚染）がないことを確認するために行うものです。PAZからの避難者についても、UPZからの避難者と判別できない場合は検査が行われます。避難退域時の検査場所は、避難指示を受けた市民等が避難所まで移動する経路で、原子力災害対策重点区域の境界周辺に設置されます。この検査場所では、県が定める手順に従い、汚染検査と除染が行われます。

（留意点）

- 避難者は、避難が円滑に行われるように、汚染検査や除染に協力しましょう。
- 避難者は、検査場所で交付される通過証を紛失しないようにしましょう。

⑥ 避難所

避難先は、桜川市と筑西市の各避難所になります。地域コミュニティが維持できるように、避難所を設定しております。

（留意点）

- 避難者は、避難所の運営に協力しましょう。
- 指定した避難所に避難しない方は、市に避難先等を連絡しましょう。

安定ヨウ素剤の服用

安定ヨウ素剤は、原子力災害で放出されるおそれのある放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを防ぐために服用するものです。服用量は下表のとおりとなります。

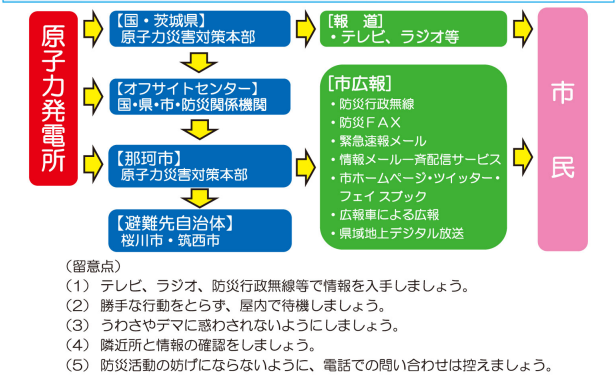
服用量	新生児	生後1ヵ月以上3歳未満	3歳以上13歳未満	13歳以上
ゼリー1g又は内服液1mL	ゼリー2g又は内服液2mL	丸剤1丸	丸剤2丸	

※内服薬とは、薬剤師等が粉末剤より調製した液状の安定ヨウ素剤をいう。

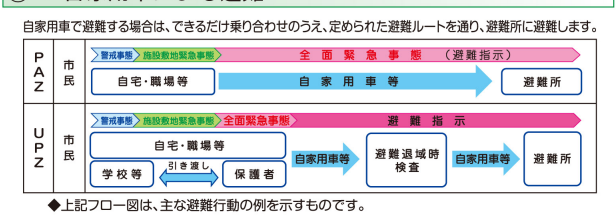
（留意点）

- 服用のタイミングが重要であるため、市等の指示により服用しましょう。
- 放射性ヨウ素による甲状腺への被ばくを抑えるのみであり、その他の放射性物質による被ばくを防ぐことはできません。

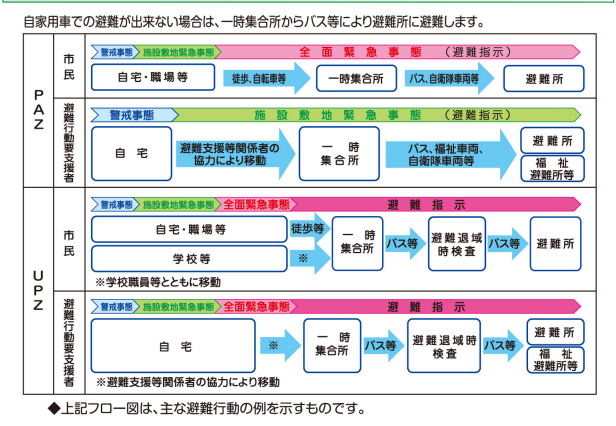
① 情報収集



③-1 自家用車による避難



③-2 バス等による避難



用語の解説

- **PAZ**とは、予防的防護措置を準備する区域をいう。原子力施設から概ね5Km圏内。放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、EALに基づき、放射性物質放出前における即時避難等を予防的に準備する区域。本市では、本米崎地区をいう。PAZ：Precautionary Action Zone
- **UPZ**とは、緊急時防護措置を準備する区域をいう。原子力施設から概ね5～30Km圏内。放射線被ばくによる確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、EALやOILに基づき、屋内退避、避難等を準備する区域。本市では、本米崎地区以外の全地区をいう。UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone
- **EAL**とは、緊急時活動レベルをいう。緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準。EAL：Emergency Action Level
- **OIL**とは、運用上の介入レベルをいう。放射性物質放出後、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則測定可能な値で表される基準。OIL：Operational Intervention Level
- **警戒事態**とは、公衆への放射線の影響やそのおそれがあるが緊急のものではないが、原子力施設で異常事態の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や施設敷地緊急事態要避難者の避難の準備を開始する必要がある段階をいう。
- **施設敷地緊急事態**とは、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において、緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階をいう。
- **全面緊急事態**とは、公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階をいう。
- **確定的影響**とは、一定量の放射線を受けると必ず影響が現れる現象をいい、受けた放射線量が多くなるほど、その影響度（障がい）も大きくなる。数多くの細胞が放射線によって傷ついたときに、脱毛、皮膚障害、白内障等の障がいが発生する。
- **確率的影響**とは、一定量の放射線を受けたとしても、必ずしも影響が現れるわけではなく、放射線の受ける量が多くなるほど、影響が現れる確率が高まる現象をいう。放射線によって細胞内のDNAの一部が損傷して発生するがんや白血病などが確率的影響である。
- **要配慮者**とは、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。
- **避難行動要支援者**とは、要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者をいう。
- **施設敷地緊急事態要避難者**とは、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要なPAZ内の者をいう。
- **避難支援等関係者**とは、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、地域支援者、福祉サービス事業者、社会福祉協議会、市消防本部、市消防団、警察をいう。

